

三山市民センター図書室の管理運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館管理運営要綱（平成28年7月1日制定）第13条の規定に基づく三山市民センター図書室の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、三山市民センター図書コーナーに三山市民センター図書室を設置する。

(管理)

第3条 三山市民センター図書室の管理運営は、教育委員会が行う。

(開室時間)

第4条 三山市民センター図書室の開室時間は、次の各号のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から日曜日 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下休日）に重なる月曜日 午前9時30分から午後5時まで

(休室日)

第5条 三山市民センター図書室の休室日は、次の各号のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（休日を除く）
- (2) 毎月の第2木曜日（その日が、休日に当たるときは、次の週の木曜日）
- (3) 毎月の第2土曜日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (5) 図書室資料の整理に特に要する期間として、年1回教育委員会が定める期間

(制限)

第6条 教育委員会は三山市民センター図書コーナーの使用に際し、自治振興課より指示がある場合には、原則としてこれに応じなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。